

令和7年9月1日以降の変更点について（改正の概要）

令和6年12月13日から、改正建設業法が施行されたのに伴い、建設業許可の要件等が改正されました。これに伴い、建設業許可の手引き等についても一部改正をしました。概要は以下のとおりです。

（1）建設業許可等に係る金額要件の見直しについて

令和4年度以降の建設工事費の高騰に伴い、特定建設業許可が必要となる下請工事の金額について以下のとおり引き上げられた。（令和7年2月1日施行）

旧：1件の建設工事について発注する下請工事の合計金額が 4,500 万円以上（建築一式工事は 7,000 万円以上）の場合は特定建設業許可が必要。
新：1件の建設工事について発注する下請工事の合計金額が 5,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）の場合は特定建設業許可が必要。

（2）常勤性・恒常的雇用関係の確認書類について

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことを踏まえ、役員や営業所技術者等の常勤性及び監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認書類について以下のとおり見直すことにした。

- ・常勤役員等
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しや住民税特別徴収税額通知書の写し若しくはこれらに準ずる資料
- ・営業所技術者等
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し若しくはこれらに準ずる資料
- ・監理技術者等
監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し若しくはこれらに準ずる資料

※なお、改正日以降も有効期限内のものに限り、従来通り健康保険被保険者証を確認書類とすることは可能。

（3）専任技術者の呼称変更について

建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の条文改正に伴い、標記の一部を変更した。

旧：専任技術者

新：営業所技術者等

※営業所技術者等とは、営業所技術者（法第7条第2号）及び特定営業所技術者（法15条第2号）の総称をいう。

(4) 確定申告書の写しの収受日付印について

国税庁が令和 7 年 1 月以降、申告書等の控えに収受日付印の押なつを廃止したことに伴い、建設業許可申請の際の添付書類のうち、確定申告書の写しを添付する際に税務署等の収受日付印が押されていることを要件としていたが、押印が無いものも可とする。